

しあわせ

2025

— 令和7年 —

74号

社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会

6月1日発行

令和7年度 社協会員加入のご協力について



社会福祉大会



船玉まつり行灯づくり
ボランティア



婚活イベント

皆様からご協力いただいた会費が
地域の福祉活動を支えています!!
本当にありがとうございます!



地域食堂



パラスポーツ体験会

長瀬町社会福祉協議会は、誰もが安心して自分らしく、いきいきと生活できる、思いやり支えあう「福祉のまちづくり」を推進するため、地域のみなさまやボランティア、関係団体などと協働しながら活動しています。みなさまから寄せられた会費は、そのような社協が実施する各種福祉活動の貴重な財源となっています。本年もみなさまのご理解ご協力をお願い申し上げます。また、会費募集には、各行政区長様をはじめ、多くのみなさまにご協力いただいております。改めて感謝申し上げます。(社協会費等の詳細についてはP4をご覧ください)

～CONTENTS【もくじ】～

○令和7年度事業計画・会計予算・ご寄付の報告	2～3
○社協とは?・社協会費特集について・社協サービス一覧	4～5
○赤十字ニュース	6
○ボランティア活動保険・ボランティア体験	7
○けいじばん・敬老祝い事業について・町の概況	8

編集・発行

〒369-1304

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1021

長瀬町保健センター 2階

社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会

☎ 0494-66-1139 FAX 0494-66-3725

開所時間 8:30～17:15 土日曜・祝祭日はお休み

E-mail nshakyo3@mb.jnc.ne.jp

この社協だよりは、共同募金の配分を受けて発行しています。



事業方針

社会福祉協議会では、住民参加、住民主体の活動原則に基づき、地域の社会資源や特性を活かした「住民主体による福祉活動の推進」を図り、小地域での福祉コミュニティを形成することによって、誰もが安心していきいきと生活できる、思いやり、支えあいによる「福祉のまちづくり」を推進するため、次のような事業を重点として活動します。

●会務の運営、委員会の開催

- ・理事会（年4回）、評議員会（年2回）、監事会（年1回）の開催
- ・評議員選任解任委員会の開催
- ・専門委員会の開催
- ・社協会員募集（6月）

●連絡調整

- ・福祉関係団体や福祉委員（行政区長）、福祉関係者、関係機関との連携による地域福祉ネットワーク活動を推進

●研修

- ・役職員研修、委員会委員研修
- ・生活支援員研修の実施、専門員研修の実施
- ・生活福祉資金貸付制度研修の実施
- ・心配ごと相談員及び結婚相談員研修の実施

●啓発・広報事業

- ・社協機関紙等の発行
- ・第38回社会福祉大会の開催
- ・社協ホームページの運営
- ・社協公式LINEの運営

●地域福祉活動推進事業

- ・地域福祉活動の育成
- ・高齢者福祉活動（敬老祝い事業、高齢者向けスポーツレクリエーション活動、世代間交流事業、友愛交流事業など）の実施
- ・日常生活用具貸与事業の実施（車椅子、煙感知器）
- ・単身高齢者世帯等防火査察事業の実施

●障がい児・者福祉活動

- ・障がい者向けスポーツ及びレクリエーション活動の普及推進
- ・福祉レクリエーション大会（パラスポーツ体験会）事業の実施
- ・障がい者福祉リーダー研修会及び交流会への参加

●在宅福祉サービス事業

- ・見守り事業の実施（発酵乳等（ヨーグルト）配付、ボランティアによる電話での安否確認など）の実施

●共同募金運動

- ・赤い羽根共同募金運動、地域歳末たすけあい運動募金の推進
- ・一般募金配分金事業の実施（遊具ベンチの補修整備、地域食堂運営助成、機関紙発行事業など）
- ・歳末援護事業（歳末見舞金の贈呈）、歳末福祉事業の実施（友愛交流事業、地域食堂事業など）

●ボランティアセンター事業

- ・ボランティアコーディネーターの配置
- ・ボランティア活動育成援助事業（ボランティア保険加入、連絡会議の運営、福祉協力校活動支援、ボランティアパスポート事業、福祉体験学習支援など）、ボランティアスクール開催事業の実施（彩の国ボランティア体験プログラム事業の推進など）
- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定及び研修会の実施
- ・ボランティアセンター運営委員会の開催

●福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

- ・福祉サービス利用援助事業の実施
- ・専門員、生活支援員の設置
- ・研修及び会議の開催

●福祉団体育成援助事業

- ・福祉団体振興助成費補助金の交付
- ・福祉団体事務局運営育成、援助活動

●顕彰事業

- ・福祉功労者、協助者、寄付者に対する顕彰

●資金貸付事業等

- ・生活福祉資金貸付事業（県社協事業）、福祉資金貸付事業（町社協独自事業）の実施
- ・生活困窮者世帯への食料支援（彩の国あんしんセーフティネット事業）

●相談、援助事業

- ・心配ごと相談事業（定例相談及び臨時相談）、結婚相談所事業の実施（臨時相談、イベント開催など）
- ・心配ごと相談所運営委員会の開催

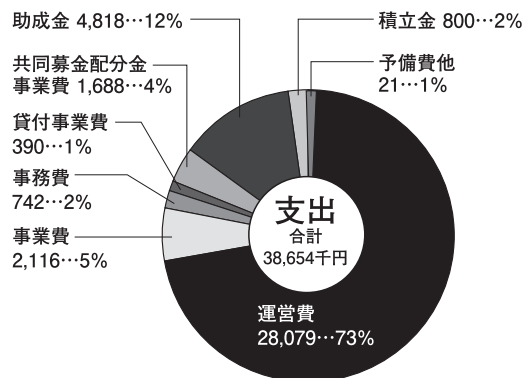
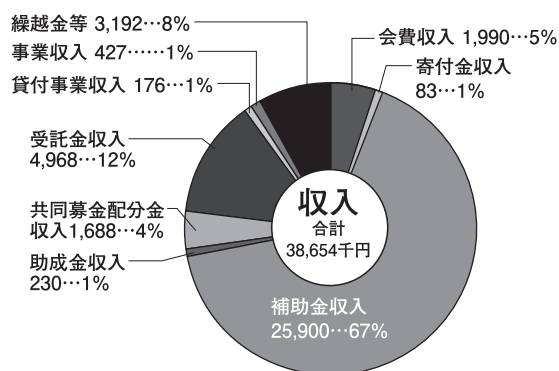
●生活支援体制整備事業

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・支援ボランティア、サービス担い手ボランティア等の養成
- ・協議体の設置運営（生活支援体制整備協議体「ささえ愛ながとろ」）
- ・地域介護予防、生活支援事業の実施（移動販売車の運行支援など）
- ・ふれあいいきいきサロン事業の実施

●その他の事業

- ・日赤活動資金募集、日赤救援活動、赤十字奉仕団活動への協力
- ・法外援護活動の実施
- ・福祉団体事務局と育成、支援活動
- ・会員増強運動の推進

令和7年度 一般会計予算（単位：千円）



※事業計画については、令和7年3月の当会理事会、評議員会にて承認された計画を掲載しておりますが、開催の中止・延期または開催方法が変更となる場合もございます。あらかじめご了承ください。

※令和6年度事業報告・決算報告につきましては、6月開催予定の理事会、評議員会で承認後、社協ホームページ等でご報告申し上げます。

ご寄付の報告



あたたかい
まごころありがとうございました。

みなさまから、あたたかいご寄付をいただきました。
お寄せいただいた寄付金は、社会福祉事業に大切に活用させていただきます。

（令和7年2月～令和7年5月受付・敬称略）

令和7年	
2月 食と農を考える会	20,000円
5月 匿名	20,000円

社会福祉協議会（通称：社協）とは？

社協は、地域のみなさまや福祉・保健・医療など様々な関係機関と連携して、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていける「福祉のまちづくり」を目指す民間福祉団体です。実施する事業は、みなさまからご協力いただく社協会費や寄附金、共同募金の配分金、行政からの補助金等を財源としています。

地域福祉の発展に向けて、みなさまといっしょに考え取り組んでまいりたいと思いますので、社協活動に変わらぬご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年度 社協会員加入のお願い

社協会員とは？

社協の理念・事業に賛同し、会費で社協を支えてくださる方(団体・企業含む)のことです。加入は、強制ではなく任意です。会員の皆様には、広報誌や活動等を通して、より多くの関心を寄せていただき、地域福祉活動を支えていただければ幸いです。

会員の種類と会費



一般会員



賛助会員



特別会員

会費の納入方法

入会申込みについては、福祉委員（区長）さんを通じて、お願いしております。また、社協事務局でも入会申込を受け付けております。

- 一般会員 町内の全世帯にお願いしています。
- 賛助会員 個人（区長、副区長、行政職員、各行政委員、社協役職員、福祉団体役員、篤志家等）、法人、団体等にかかわらず社協事業にご賛同いただける方にお願いしています。
- 特別会員 個人（篤志家等）、法人、団体等にかかわらず社協事業にご賛同いただける方にお願いしています。

令和6年度の会費実績額

会員区分	件数(件)	口数(口)	金額(円)
一般会員	1,950	1,964	982,000
賛助会員	387	414	414,000
特別会員	108	109	545,000
合 計	2,445	2,487	1,941,000



※みなさまにご協力いただいた会費は下記の事業に使われています。

- ・高齢者の生きがいと健康づくり
- ・地域福祉 ・在宅福祉サービスの推進
- ・障がい者の住みやすい町づくり
- ・住民ニーズの把握と支援活動
- ・福祉の理解促進と啓発活動
- ・福祉教育、ボランティア活動の育成・援助
- ・生活支援体制整備事業

社協サービス一覧

名称	内容	対象者	費用負担	申請・問い合わせ
日常生活用具貸与事業 	車椅子、煙感知器の貸し出しを行う。 ※在庫状況で貸出しができない場合があります。	町内在住の65歳以上の方を在宅で介護されている方や65歳以上の一人暮らし高齢者の方、身体障がい者の方など。	無料	申請は、お住まいの地域の民生委員さんを通じて社協まで。 お問合せは、社協まで。
見守りサービス(ヨーグルトの配付) 	ヨーグルトの宅配による見守り。2日に1個配付、配付物の回収状態により安否の確認を行う。	町内在住の70歳以上の一人暮らしの方	無料	申請は、お住まいの地域の民生委員さんを通じて社協まで。 お問合せは、社協まで。
福祉資金貸付事業	世帯の状況に応じて生活安定に必要な資金の貸し付け。原則2万円まで。(最大5万円まで。)	高齢者世帯、障がい者世帯、低所得世帯等	償還期限を過ぎると延滞金がかかります。	社協までお問い合わせください。
あんしんサポートねっと	物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いを行う。	生活していて、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいなどのある方。 *利用者本人と社協が契約を結ぶ。利用者本人が契約内容に合意し、理解等を行っているかを確認。	利用料：1時間1,200円から(契約内容により金額が変わります)	社協までお問い合わせください。

※サービスの見直しにより、内容等が変更となる場合がありますのでご了承ください。

【相談所事業関係】

名称	日時	場所	内容
心配ごと相談	毎月第3水曜日 午後1時30分～午後4時 ※予約不要	長瀬町保健センター2階	相談員2名(町の民生委員)がお困りごとのお話をうかがいます。

心配ごと相談所開設予定(令和7年6月～令和8年2月)

6月18日(水)、7月16日(水)、8月20日(水)、9月17日(水)、10月15日(水)、11月19日(水)、12月17日(水)、1月21日(水)、2月18日(水)

名称	日時	場所	内容
結婚相談	毎月第1火曜日 時間不定 ※完全予約制 お電話にてご予約をお願い致します。(66-1139)	長瀬町保健センター2階	結婚相談員による面談をおこないます。面談の後、希望者は相談所に登録をすることができます。



3/2(日)Torocolo
「ながとろで恋を見つけよう♪
2025 Winter」
カップル3組誕生!

赤十字ニュース

義援金・救援金報告

各地域で発生した災害や危機に対して、みなさまからの温かいご支援をいただいております。誠にありがとうございます。

義援金・救援金募集実績(※5月19日現在)

・ 令和6年能登半島地震災害義援金	合計2,670,226円
・ ウクライナ人道危機救援金	合計 592,736円
・ 令和7年大船渡市赤崎町林野火災義援金	合計 4,030円



お寄せいただいた義援金のうち、本誌掲載のご了解をいただいた方のみご紹介させていただきます。

【令和6年能登半島地震災害義援金(敬称略・順不同)】

納入者	金額
食と農を考える会	30,097円

【令和7年大船渡市赤崎町林野火災義援金(敬称略・順不同)】

納入者	金額
小澤 守	3,000円



なお、義援金(国内)の受付は、以下のとおり継続しております。ひきつづき、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

【現在受付している国内義援金】

義援金名	受付期限
令和7年大船渡市赤崎町林野火災義援金	令和7年 6月30日まで
令和6年9月能登半島大雨災害義援金	令和7年12月26日まで
令和6年能登半島地震災害義援金	

【現在受付している海外救援金】

義援金名	受付期限
2025年ミャンマー地震救援金	令和7年6月30日まで
ウクライナ人道危機救援金	令和8年3月31日まで
バングラデシュ南部避難民救援金	
中東人道危機救援金	

※被災状況等により、受付期限がさらに延長になる場合があります。

【義援金の受付窓口】

- 受付場所 町社会福祉協議会(保健センター2階) 役場福祉介護課(町役場庁舎1階)
- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分まで
- その他 領収証の発行を希望される方は、職員までお申し出ください。

日赤活動資金募集

5月の赤十字会員増強月間に併せて、今年度も日赤活動資金募集をおこなっております。この活動資金は、感染症対策や被災地支援等の赤十字活動に役立たせていただくものです。今年もみなさまのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。なお、活動資金募集結果がまとまり次第、社協だより3月号にてご報告申し上げます。

ボランティア活動保険のご案内

● ボランティア活動保険とは ●

国内において、ボランティア活動中に起きた自身のケガや他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が発生した時に補償する保険です。



● 加入手続き ●

「ボランティア活動保険加入申込書」に必要事項(加入プラン、氏名、住所、電話)を記載し、保険料を添えて社会福祉協議会の窓口に申してください。団体加入の場合は加入者名簿(必要事項を記載してあるものであれば既存名簿可)と加入者分の保険料が必要となります。※加入申込書は、社会福祉協議会(保健センター2階)にあります。

● 保険料、補償金額について ● 保険料(1名あたり)

			基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円（限度額）	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険料	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外	
	地震・噴火・津波による死傷		×	○
賠償の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円（限度額）	
年間保険料			350円	500円

※新型コロナウイルスの取扱いが5類感染症に変更されたことに伴い、令和6年度から「特定感染症重点プラン」は廃止されました。

※詳細については、社協へお問い合わせください。

● 補償期間(保険期間) ●

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日24時まで。

※年度途中での加入の場合、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から翌年3月31日24時まで

● 注意事項 ●

①団体構成員の相互補助や親睦を目的とする活動はボランティア活動に該当せず、保険の対象外となります。

(例：PTA / 自治会 / 町内会活動 / 老人クラブ / 学校の授業としてのボランティア活動など)

②ご加入は一人一口となります。お一人で複数の団体で活動をされる場合は、団体に確認のうえ、ご加入ください。

夏休みボランティア体験 大募集

長瀬町社協ボランティアセンターでは、子どもから大人まで誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのために、通年でのボランティア講座のほかに、夏休み期間にさまざまなボランティア体験メニューをご用意しています。ボランティア活動が初めての人や参加する機会がなかった人が、ボランティアを始めるきっかけとなるよう夏休み期間を利用してボランティア体験にチャレンジするプログラムです。この夏、ぜひ、ボランティア活動に参加してみませんか！

令和6年度参加者数
1,281人!!

長瀬幼稚園
デイキャンプボランティア



手話教室

詳しいメニュー内容などについては、学校を通じて配付されるメニュー表やチラシにてお申込み手順などをご確認ください。

★状況により、内容が変更・中止となる場合があります。ご了承ください。

ボランティアに関するお問合せ・お申込み

町社会福祉協議会

受付時間 平日8:30~17:15

TEL 0494-66-1139

け い じ ば ん

敬老祝い事業対象となる方へ

今年度も敬老慶事を迎えられるみなさまへ記念品(賀状、手芸品など)の贈呈をさせていただくこととなりました。対象となる方につきましては、下記のとおりです。

●対象となる方 ⇒ 町内在住で、下記に該当される方

結婚祝い

- ・白金婚〔70年〕(昭和30年4月～昭和31年3月に結婚されたご夫婦)
- ・金剛石婚〔60年〕(昭和40年4月～昭和41年3月に結婚されたご夫婦)
- ・金婚〔50年〕(昭和50年4月～昭和51年3月に結婚されたご夫婦)

自己申告制となりますので、7月から8月頃に回覧文書にて希望者の申告方法をお知らせいたします。

記念品の贈呈は、10月中下旬を予定しています。



個人慶事

個人慶事につきましては、現在対象者の見直しをおこなっております。6月の理事会で協議のうえ決定しますので、対象となる慶事が決定しましたら改めてみなさまへお知らせいたします。

長瀬町の概況

令和7年5月1日現在

- 人 □ 6,308人
- 世帯数 2,855世帯
- 65歳以上人口 2,609人
- 高齢化率 41.3%

(参考)

- ・出生数(令和6年4月1日～令和7年3月31日) → 17人
- ・合計特殊出生率(最新データ: 令和5年) → 0.81

(用語解説)

- ※高齢化率…総人口に占める65才以上人口の割合
- ※合計特殊出生率…各年代別女性の子どもの出生率の合計。人口維持には、2.07が必要。(令和5年度 全国1.20、埼玉県1.14)

編集後記

今号も無事に発行することができ、昨年度事業も含めてみなさまのご支援に改めて感謝申し上げます。

今回の社協だよりの表紙には、社協で行った活動の写真を掲載しました。社協はどんなことをしているのか知っていただき、興味をもつていただけると嬉しいです。皆さまには常日頃よりお力添えをしていただきありがとうございます。今後ともよろしくお願いたします。

職員の異動紹介

事務局長 福島 賢一

このたび、3月31日付けで役場を定年退職し、4月1日より事務局長として勤めさせていただくこととなりました。

新体制となり職員一同、安心して生活できる社会づくりを推進するため、より一層職務に努めてまいりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

